

よくあるご質問<R2.7.15 時点※随時更新予定>

<ものづくり価値創出支援補助金>

Q 直接人件費の対象について、派遣社員も含まれますか。

A 公募要領 P10 別表の直接人件費に記載のとおり、「補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る」としています。そのため、派遣社員は対象となりません。

Q ソフトウェアの開発を行い、製造業者等に販売していきたいと考えているが、対象となりますか。

A 製造業者等が「ものづくりの高度化」又は「デジタル化」に関する応用・実用化開発を行うことを目的としており、自社で事業化を行うハードウェアの開発につなげる必要があります。そのため、ソフトウェアのみで事業化を目的とするものについては、対象となりません。

<参考>

※ものづくりの高度化：高強度化，高機能化，形成プロセスの微細化・精密化，新たな機能の発現，品質安定性・安全性の向上，感性価値の向上，長寿命化，環境負荷の低減，低コスト化などにつながることを目的としていること

※デジタル化：組み込み技術を用いた自動制御技術等の「機械制御に係る技術」を事業化する製品となる機械装置・機械部品等に組み込むことを目的としていること

Q 事業計画書「1 新型コロナウイルスによる売上への影響」の記載について、売上への影響がない場合は、補助事業への申請はできないのでしょうか。

A 売上への影響がないことをもって、補助事業への申請が不可能となることはありません。

Q 補助事業期間内に自社で想定している応用・実用化開発を全て終了しなければならないのですか。

A 公募要領 P3 (3) (ア) ②に記載のとおり、「事業終了後おおむね5年以内の事業化」を目指したものであることが要件となっているため、補助事業期間内に事業化に必要な応用・実用化開発を全て実施する必要はありません。

《例》

年 度	R 1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
開発 ステージ	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 4	ステージ 5	ステージ 6	製品化・販売
支援対象		↔					

※「5年以内の事業化」に向けた具体的な計画を示し、申請を行う研究がどのステージに位置づけられているかを明らかにする必要があります。